

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、また、上越市監査委員監査基準に準拠して、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和7年6月12日

上越市監査委員 大原啓資

上越市監査委員 山川とも子

上越市監査委員 丸山章

記

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査の対象 産業政策課、商業・中心市街地活性化推進室、上越ものづくり振興センター、産業立地課
- 3 監査の着眼点 収入事務は適正か。
委託料等の契約事務等は適正か。
補助金交付事務等は適正化か。
- 4 監査の実施内容 提出された資料に基づき、帳簿、書類の全部又は一部を抽出調査するとともに、担当職員からの説明を受けた。
- 5 監査の実施場所 監査委員事務局
- 6 監査の日程 令和7年5月1日～令和7年6月5日
- 7 監査の結果 調査の範囲内において概ね適正に執行されていたが、次の事項について、改善の必要があると認められた。
 - (1) 指摘事項 なし
 - (2) 注意事項 9件
 - ① 補助金交付事務に関する事 4件
 - ② 契約事務に関する事 2件
 - ③ 検収事務に関する事 2件
 - ④ 支出事務に関する事 1件